

山梨県公報

第二千六百十六号

平成二十八年

六月二十七日

月曜日

目次

告示

○家畜伝染病の発生……………六〇一

○道路の供用開始……………六〇一

○建築基準法に基づく道路位置指定……………六〇一

公告

○公共測量の終了……………六〇一

○開発行為に関する工事の完了について……………六〇二

告示

山梨県告示第二千三百一十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十八年六月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺	平成二十八年六月十七日

山梨県告示第二千三百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年七月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の日
県道	一軒茶屋荊沢線	南アルプス市西南湖字廻り木四二九番の一地先から南アルプス市西南湖字上河原六〇二番の三地先まで	四三二・六	平成二十八年六月二十七日

山梨県告示第二千三百三十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月二十七日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定の年月日
平成二十八年六月十七日
- 指定道路の位置
南アルプス市藤田字宮東千六百五十七番九
- 指定道路の幅員
最大幅員六・〇五メートル 最小幅員六・〇四メートル
- 指定道路の延長
二九・二二メートル

公告

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により忍野村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影）
- 二 測量の地域 南都留郡忍野村全域
- 三 測量の期間 平成二十七年九月二十四日から平成二十八年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市上吉田字上町五十の二、五十一の一の一部、五十一の五及び五十二の二の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役
役 古屋一樹